

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー ジ
◎高知県予算規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○道路の供用開始（道路課）	1
○高知県収入証紙売りさばき人の指定（会計管理課）	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	1
○土地改良区の定款変更の認可（ 〃 ）	2

規 則

高知県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年5月8日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第42号

高知県予算規則の一部を改正する規則

高知県予算規則（昭和39年高知県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「のとおりとする」を「に準じて知事が別に定める」に改める。

第5条第2項、第7条第3項及び第9条第4項中「そのつど」を「その都度」に改める。

第16条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3号中「掲げるもののほか」を「掲げる場合のほか」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県予算規則の規定は、令和2年度予算から適用する。

告 示

高知県告示第367号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年5月8日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

ア シキボウ株式会社 代表取締役 清原 幹夫
大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号

イ イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫

(変更後) イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次

(4) 変更年月日

令和2年3月1日

(5) 変更理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年4月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年5月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月8日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 仁淀東津野

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町船戸字四門防4022番8	144	令和2年5月8日

高知県告示第369号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

令和2年5月8日

高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

高知市鴨部一丁目12番24号
有限会社鏡川商事

取締役 水田 芳彦

2 売りさばき所の所在地及び名称

高知市本町五丁目1番45号

ファミリーマート高知市役所店

3 指定年月日

令和2年4月20日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、甫喜峯疎水土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和2年5月8日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	大塚 俊介	香美市土佐山田町上改田200番地1
〃	小野山裕司	〃 〃 95番地
〃	高野 文武	〃 土佐山田町須江183番イ地
〃	千頭 英治	〃 〃 172番地
〃	竹崎 稔	〃 土佐山田町久次339番地
〃	山中 譲二	〃 〃 14番地2
〃	西本 健夫	南国市植田899番地の1
〃	藤尾孝二郎	〃 〃 947番地2
〃	門田 俊一	〃 〃 907番地の2
監事	山崎 純平	香美市土佐山田町須江848番地1
〃	古谷 豊水	南国市植田913番地
〃	門田 秀夫	〃 〃 1050番地
(就任)		

理事 橋詰 昭 香美市土佐山田町上改田96番地
" 小野山裕司 " " 95番地
" 高野 文武 " 土佐山田町須江183番イ地
" 千頭 英治 " " 172番地
" 竹崎 稔 " 土佐山田町久次339番地
" 竹崎 暢臣 " " 327番地1
" 西本 健夫 南国市植田899番地の1
" 古谷 豊水 " " 913番地
" 門田 俊一 " " 907番地の2
監事 山崎 純平 香美市土佐山田町須江848番地1
" 門田 秀夫 南国市植田1050番地
" 門田 崇文 " " 899番地の2

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、甫喜峯疎水土地改良区の定款の変更を令和2年4月16日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年5月8日

高知県知事 濱田 省司

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、野市上井堰土地改良区の定款の変更を令和2年4月17日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年5月8日

高知県知事 濱田 省司